

慰 謝 料 請 求 書

平成 \* \* 年 \* \* 月 \* \* 日

愛 知 県 \* \* 市 \* \* 町 \* \* 丁 目 \* \* 番 地  
\* \* \* マ ン シ ョ ン \* \* \* 号 室  
\* \* \* \* 殿

貴 殿 に 対 し 、 下 記 の 通 り 通 知 致 し ま す 。

貴 殿 は 、 私 の 夫 で あ る \* \* \* \* と 同 じ  
勤 務 先 の 同 僚 と し て 知 り 合 い 、 妻 子 あ る  
身 で あ る こ と を 知 っ て い な が ら 、 少 な く  
と も 平 成 \* \* 年 よ り 、 \* 年 間 に わ た っ て  
密 会 を 繰 り 返 し 、 反 復 継 続 し て 不 倫 の 関  
係 を 続 け て き ま し た 。

今 般 、 私 は 夫 と 貴 殿 と の 書 面 に 記 載 す  
る こ と も 憚 ら れ る よ う な メ ー ル の や り と  
り を 目 の あ た り に し 貴 殿 と の 不 倫 の 関 係  
を 知 り ま し た 。

こ れ に よ り 、 私 は 、 貴 殿 と 夫 と の 共 同  
不 法 行 為 に よ っ て 、 約 \* \* 年 続 い た 結 婚  
生 活 は 、 も は や 修 復 困 難 な 状 況 と な っ て  
お り ま す 。

そ し て 、 現 在 、 \* 人 の 子 供 を 抱 え た ま  
ま 、 家 庭 崩 壊 と い う 現 実 に 脅 か さ れ 、 夜  
も 眠 れ ず 、 仕 事 や 家 事 も 手 に つ か な い 状

態に陥っております。

さらには、本件発覚以降、子どもたちも、私たち夫婦の険悪な様子を観察して情緒不安定な言動を繰り返すようになっており、成長に著しい悪影響を与えてしまっているという不安にも苛まれております。

よって、私が受けた多大な精神的苦痛は、とても書面では語りつくせないものであり、損害は甚大です。

私は今後一生、この事実を抱えて暮らしていかなければならないのであって、いかなる金銭をもつてしても、回復することとは不可能です。

当然ながら、貴殿の行為は、私の貞操権を侵害するものであり、不法行為（民法第709条）にあたります。

また、貴殿と夫との不貞行為が、どのような事情によって生じたかは、貴殿の不法行為責任を回避する理由とはなりません。

最高裁判所昭和54年3月30日判決「夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持つた第三者は、故意又は過失がある限り、右配偶者を誘惑するなどして肉体関係を保持に至らせたかどうか、両名の関係が

自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方の配偶者の被った精神上の苦痛を慰謝すべき義務があるといふべきである。」

なお、仮に現在は関係が清算されていたとしても、これまでの不法行為責任を免れるものではありません。

裁判例でも200万円～500万円の慰謝料を認める事例が数多くあります。

つきましては、私は、貴殿に対し、本書面を持って、以下のとおり要求する次第です。

- 1 慰謝料として、金300万円を本書面に到着後1週間以内に支払うこと
- 2 即刻の交際中止、および一切の接触の禁止
- 3 不貞行為の事実を認め、通知人に謝罪文を差し入れること
- 4 本件不貞の事実や本書面の内容について、一切の第三者に口外することを禁じます。

なお、本通知書で提示している条件は、あくまで裁判外での示談をする場合のものであり、貴殿に対して過大な費用や労

力の負担を発生させないために提示して  
いるものであります。

よって、もしも本書面到着後1週間以  
内に、何らの回答も頂けない場合には、  
遺憾ながら、\*\*地方裁判所に対し、慰  
謝料請求事件として訴訟を提起する所存  
です。

その場合には、慰謝料の増額のみなら  
ず、弁護士費用その他の訴訟費用も付加  
して請求することになりますので、ご承  
知おき下さい。

また、今後の連絡事項については、言  
葉の祖語によるトラブルを回避するため、  
すべて文書のみとして下さい。

以上、宜しくお願い申し上げます。

愛知県\*\*市\*\*町\*\*丁目\*\*番地  
\*\* \*\*

#### 記

銀行名 : \*\* \*\* 銀行  
支店名 : \*\* 支店  
預金種別 : 普通預金  
口座番号 : \*\* \*\* \*\* \*\*  
口座名義 : \*\* \*\* \*\* \*

以上